

サービス付き高齢者向け住宅
ビレッジハウス木場タワー

ゆいま～る神南

生活サポート重要事項説明書

号室

様

株式会社コミュニティネット

1. 事業主体概要

1) 事業主体の名称 主たる事務所の所在地 及び 電話番号その他の連絡先	名称 株式会社コミュニティネット 所在地 〒206-0036 東京都多摩市中沢二丁目5番3号 連絡先 電話番号 03-6256-0574 FAX 03-6256-0575 ホームページ https://c-net.jp/
2) 事業主体の代表者の 職名及び氏名	代表取締役 須藤康夫
3) 事業主体の設立年月日	1998年(平成10年)6月24日

2. 住宅概要

1) 住宅の名称 所在地 及び電話番号 その他の連絡先	さーびすつきこうれいしゃmuけじゅうたく ゆいまーる じんなん サービス付き高齢者向け住宅 ゆいま～る神南 愛知県名古屋市港区木場町6番18 住宅の連絡先 電話番号 052-602-5730 FAX 052-602-5732 ホームページ https://yui-marl.jp/jinnan/
2) 住宅の開設日	2018年(平成30年)11月10日(予定)
3) 住宅の管理者の 職名及び氏名	ハウス長 沖田 美代
4) 住宅までの 主な交通手段	名鉄常滑線 道徳駅から徒歩15分 (1.2km) 市営バス神宮12系統 南陽通五丁目バス停から徒歩3分 (270m)
5) 住宅の類型 及び表示事項	サービス付き高齢者向け住宅

3. 従業者に関する事項

従業員とその勤務形態			
人数及び その勤務形態 ※常勤換算によ るものとします。	ハウス長または生活コー ディネーター	月～日・祝 9時～17時	1名 (介護職員初任者研 修課程修了者または それ以外)

	当直を行う者	月～日・祝 17時～9時	〇名 夜間外部取次先 ※セコム(株)対応
--	--------	-----------------	----------------------------

4. サポートの内容

サポート	NO	内 容	サポート 費内
1 安 否 確 認	状況把握 1	1日1回以上の安否確認	○
	緊急時対応 2	緊急通報があった場合、状況確認を行い、必要に応じ、救急車の手配、駆けつけ要請、家族等への連絡等の対応を行う	外部取次先 セコムスタッフ
		必要に応じ、緊急通報に対する駆けつけ 「昼間（9時～17時）」	○ 外部取次先 セコムスタッフ
2 生 活	①フロント 3	窓口時間	9時～11時 14時～16時
		引越前の住居の整え	○
		ガス、水道、電気等の開栓	○
	③入居時 6	緊急通報、他機器 地域情報説明	○
		引越し後、訪問や電話等での個別相談受け (1週間目途)	○
	④生活相談 8	緊急時対応の連絡先情報などの管理	○
		その他適宜訪問・電話での様子伺い	○
		室内設備不具合時の相談 内容に沿った専門家や各種事業者を紹介・取次	○
		日常生活における心配事、困りごとの相談。 内容に沿った専門家や各種事業者を紹介・取次	○
		転入届出等諸手続き同行	業者紹介
	⑤家事代行 12	重いものの移動	業者紹介
		簡単な家具の組み立て	業者紹介
		通院や買い物他同行（緊急時）	業者紹介

		16	居室の清掃 その他家事代行	業者紹介	
⑥安全管理	①安否確認、避難	17	緊急通報の設備	○	
		18	避難訓練の実施	○	
		19	定時巡回（共用部分の巡回）	○	
3 災 害 時		20	災害発生時、必要に応じ、安否確認の実施	○	
		21	災害備蓄品の貯蔵	○	
4 地 域 交 流	①地域情報 発信、地 域交流支 援	22	地域のイベント、季節行事等の情報の発信	○	
5 そ の 他	① 看取り	23	ライフプランを立てる (用紙はフロントに準備有)	○	
		24	ライフプランに基づき、保証人と相談し進める	○	

【業者紹介（外部取次）の申し込み方法】

ご希望に応じてフロントが入居者と事業者との間に入り調整いたします。内容によっては当日対応できないことがあります。なるべく早めにご希望ください。

【看取りについて】

入居後、弊社の「ライフプラン」にご本人の意思をご記入いただき、フロントにて保管致します。本人意思は変わることがあります。年1回の見直しをお勧めします。

【その他】

入居者が医療や介護を必要とする場合は、円滑に医療サービスや介護サービスが受けられるよう、介護事業者や医療機関と連携を図ります。なお、医療機関又は介護事業所と連携する場合にも、入居者は連携先以外のサービス事業者のサービス（医療サービス、介護保険サービス）を自由に選択することができます。

3) 協力医療機関の名称

みなといりょうせいかつきょうどうくみあい きょうりつそうごうびょういん

名 称：みなと医療生活協同組合 協立総合病院

院 長：堀井 清一

所在地：〒456-8611 名古屋市熱田区五番町4—33

電 話：052-654-2211

診察項目：救急科、内視鏡外科、腎臓内科、胃腸内科、内科、外科、整形外科、小児科、循環器内科、呼吸器内科、呼吸器外科、消化器内科、消化器外科、神経内科、アレルギー科、リウマチ科、小児外科、肛門外科、精神科、心療内科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、脳神経外科

協力内容：健康管理に関する事、適切な治療・加療のための相談対応、緊急時・通常時の医療的判断の相談、入院・外来診察の受け入れ、他の近隣医療機関への紹介

みなといりょうせいかつきょうどうくみあい みなとしかしんりょうじょ

名称：みなと医療生活協同組合 みなと歯科診療所
院長：橋詰 義幸
所在地：〒455-0014 名古屋市港区港楽3丁目7-18
電話：052-652-5557
診察項目：歯科、歯科口腔外科、訪問歯科診療
協力内容：歯科診療及び関連した指導・助言・情報提供

いりょうほうじん せいれいかい このかおうしんくりにっく

名称：医療法人青嶺会 木の香往診クリニック
院長：佐竹 重彦
所在地：〒462-0059 名古屋市北区駒止町2-22
電話：052-908-8421
診察項目：内科（在宅療養支援診療所）
協力内容：健康管理に関する事、医療情報の提供、他の医療機関へ入院を要する場合の紹介

4) 取次契約先の名称

名称：セコム株式会社
代表取締役社長 中山 泰男
所在地：東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号
協力内容：健康相談、緊急時対応（救急車要請、駆けつけ、関係者情報共有）
※セコム(株)が提供する各種サービスに関するお問合せ先につきましては、別途書面をご確認ください。
※入居者は、事業主の取次契約先である企業が提供するサービスを受けるため、入居者及びその家族に関する個人情報等を事業主が当該企業に提供することを確認する。
(担当事業所)

名 称	セコム株式会社 名古屋南統括支社			
所在地	愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂通 5 丁目 27-8 TR 瑞穂ビル			
電 話	052-841-4121			
5) 要介護時における住戸の住みかえに関する事項				
なし				
6) 住宅の入居に関する要件				
自立している方を対象	対象としている			
要支援の方を対象	対象としている			
要介護の方を対象	対象としている			
留意事項	現在の心身状況と将来に渡る経済的状況を勘案し、当住宅での生活に適さないと思われる場合は、入居契約をお勧めしないことがあります。			
7) 契約の解除の内容				
サービス付き高齢者向け住宅「ゆいま～る神南」終身建物賃貸借契約の規定により終身建物賃貸借契約が解除・解約された場合、本契約も解除・解約となります。				
8) 入居戸数				
62戸				
9) 利用者からの苦情に対応する窓口等の状況				
事業主体や住宅に設置している利用者からの苦情に対応する窓口				
窓口の名称	ゆいま～る神南 フロント	電話 052-602-5730		
対応時間	平日 9時～11時、14時～16時			
窓口の名称	株式会社コミュニティネット本社窓口	電話 03-6256-0574		
対応時間	平日 9時～17時			
上記以外の、利用者からの苦情に対応する主な窓口				
窓口の名称	高齢者住宅協会	電話 03-6689-7917		
対応時間	平日 10時～17時			
窓口の名称	名古屋市消費生活センター	電話 052-222-9671		
対応時間	平日 9時～16時15分			
	土日 9時～16時15分	電話 052-222-9690		
10) サービス提供により賠償するべき事故が発生した時の対応				
賠償責任	各サービスの提供にあたって、万一事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、不可抗力による場合を除			

き、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合には、賠償額を減じ若しくは賠償しないことがあります。
保険の加入状況 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
その内容 賠償責任保険
11) サービスの提供内容に関する特色等 地域情報発信や、地域との交流を支援していきます。

5. サポート費用

1) 月額サポート費用の額(消費税込)
サポート費
一人 33,000円 (10%消費税込)
二人 46,200円 (10%消費税込)
三人 59,400円 (10%消費税込)
2) 消費税等の取扱い
サポート費は同居人もお支払いただきます。 事業主及び入居者は、本契約に定める消費税・料金について、消費税法税率改定に従うものとします。なお、本契約の費用・料金改定にあたって、事業主は事前に入居者へ当該金額を別途書面にて明示します。

6. 鍵のお預かり

1) 住戸の鍵のお預かりに関して
事業主及びセコム(株)は、本契約に際し緊急時に対応するため、事業主はマスターキーを持ち、セコム(株)は、入居者から予め住戸の鍵1本を預かるものとします。 なお、鍵の複製が必要な場合は入居者の負担で複製するものとします。

入居者に対して、生活サポート契約書及び生活サポート重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

説明者	氏名	印
	(商号)	
	(事務所所在地)	
	(電話)	

説明年月日 年(令和 年) 月 日

私は上記事業主から、生活サポート契約書及び生活サポート重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

入居者 印

同居人1 印

同居人2 印